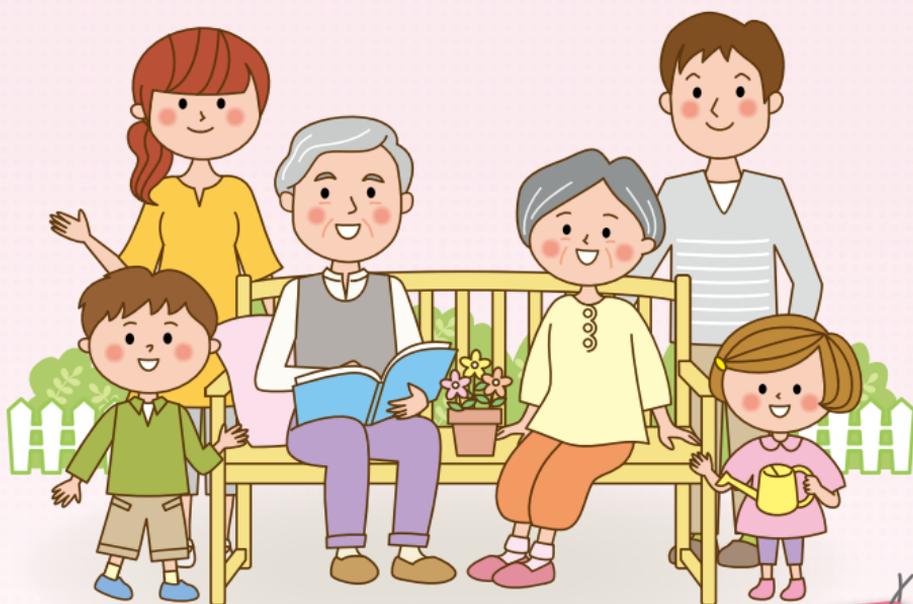


後期高齢者 医療制度

令和
2年度



後期高齢者医療制度は75歳
(一定の障がいがある方は65歳)以上の方が
加入する「高齢者の医療保険」です。

ジェネリック
医薬品希望
シール付



もくじ

- 後期高齢者医療制度のしくみ 1
- 市町村担当窓口 2
- 保険料は全員が納めます 3
- 保険料の算定方法(令和2・3年度) 3
- 保険料の納め方 3
- 保険料均等割額の軽減 4
- 保険料を滞納すると 4
- 保険料の納付に関するご相談は市町村へ 4
- お医者さんにかかるとき 5
- 入院した時の食事代 6
- 1か月に支払った自己負担額が高額になったとき 7
- その他の給付・交通事故などにあつたとき 8
- 保険証 9
- 医療費通知の発送回数が変わります 9
- ジェネリック医薬品を利用しましょう 10
- マイナンバーカード利用法 11

 山梨県後期高齢者医療広域連合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館2階

TEL 055-236-5671 FAX 055-235-6373

ホームページ <http://www.yamanashi-iryokouiki.jp>

後期高齢者医療制度のしくみ

都道府県単位で設置されている後期高齢者医療広域連合が運営主体（保険者）となり、市町村と協力して運営しています。

広域連合

運営主体（保険者）となり、

- 保険料の決定
- 医療を受けたときの給付
- 保険証の交付

などを行います。



市町村

- 保険料の徴収
 - 申請や届け出の受け付け
 - 保険証の引き渡し
- などの窓口業務を行います。



対象となる方

- 75歳以上の方
- 65歳～74歳で一定の障がいがある方*

*申請して広域連合から認定を受けることが必要です。

加入する日

75歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度へ加入となります（手続きは不要）。

一定の障がいがある65歳～74歳の方は、認定を受けた日から加入となります。



保険証

保険証は1人に1枚交付されます。

後期高齢者医療制度に関する市町村窓口

市町村名	担当窓口	電話番号
甲府市	高齢者福祉課医療係	055-237-5617 (直)
富士吉田市	市民課国民健康保険室	0555-22-1111 (代)
都留市	市民課保険年金担当	0554-43-1111 (代)
山梨市	市民課国保年金担当	0553-22-1111 (代)
大月市	市民課国保年金担当	0554-23-8037(直)
韮崎市	市民生活課国保年金担当	0551-22-1111 (代)
南アルプス市	国保年金課高齢者医療・年金担当	055-282-7248 (直)
北杜市	市民課高齢者医療担当	0551-42-1331 (直)
甲斐市	保険課高齢者医療・年金係	055-278-1665 (直)
笛吹市	国民健康保険課高齢者医療・年金担当	055-262-4111 (代)
上野原市	市民課国保年金担当	0554-62-3112 (直)
甲州市	戸籍住民課国保・年金担当	0553-32-2111 (代)
中央市	保険課高齢者医療・年金担当	055-274-8545 (直)
市川三郷町	町民課国保年金係	055-272-1105 (直)
早川町	町民課税務保険担当	0556-45-2519 (直)
身延町	町民課保険年金担当	0556-42-4804 (直)
南部町	住民課後期高齢者医療担当	0556-66-3405 (直)
富士川町	町民生活課高齢者医療年金担当	0556-22-7209 (直)
昭和町	町民窓口課国保年金係	055-275-8264 (直)
道志村	住民健康課医療保健グループ	0554-52-2113 (直)
西桂町	税務住民課住民係	0555-25-2121 (代)
忍野村	住民課後期高齢者医療担当	0555-84-7796(直)
山中湖村	税務住民課医療保険係	0555-62-9973(直)
鳴沢村	住民課住民係	0555-85-3082 (直)
富士河口湖町	住民課国保年金係	0555-72-1114 (直)
小菅村	住民課高齢者医療係	0428-87-0111 (代)
丹波山村	住民生活課	0428-88-0211 (代)

(代)：代表番号 (直)：直通番号

保険料は 全員が納めます

保険料は、おおむね2年間の医療費がまかなえるように、広域連合が定めた保険料率をもとに、被保険者全員に負担していただきます。

保険料の算定方法 (令和2・3年度)

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{保険料} \\ \hline \text{賦課限度額64万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 40,490\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{所得割額} \\ \hline (\text{所得}-33\text{万円}) \times 7.86\% \\ \hline \end{array}$$

保険料の納め方

特別徴収

年金が年額18万円以上の方

年金からの
天引き



納期は年金支払い月の

4・6・8・10・12・2月

普通徴収

年金が年額18万円未満の方等

個別に
納めます



納期は

7・8・9・10・11・12・1・2月

特別徴収（保険料を年金から天引き）で納める方で、普通徴収（口座振替）を希望される方は、申請により口座振替による普通徴収に変更することができます。希望する場合は、お住まいの市町村担当窓口へお問い合わせください。

保険料均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて下記の通り均等割額は軽減されます。本則 7 割軽減の対象の方は、これまで更に上乗せして軽減（8.5 割、8 割）されてきましたが、皆様が安心して医療を受けられるようにするため、令和元年度から、段階的に見直しを行っています。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	令和元年度	2年度	3年度
[令和元年度における8.5割軽減の区分] 33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
[令和元年度における8割軽減の区分] うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし		8割	7割	
[令和2年度以降] 33万円+28.5万円×(被保険者数)以下	5割	5割		
[令和2年度以降] 33万円+52万円×(被保険者数)以下	2割	2割		

保険料を滞納すると

後期高齢者医療の保険料を一定期間滞納した場合は、有効期間の短い保険証が発行されます。

保険料は、公費や現役世代からの支援金とともに、後期高齢者医療制度の大切な財源になりますので、必ず期限内に納付してください。

保険料の納付に関するご相談は市町村へ

災害などの特別な理由により保険料の納付が困難な場合は、市町村担当窓口にお早めにご相談ください。

お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかるときには、保険証を忘れずに窓口に提示してください。自己負担割合は、かかった医療費の1割です(ただし、所得区分が「現役並み所得者」となる方の自己負担割合は3割となります)。

※所得区分について

毎年8月に、住民税課税所得と前年(1～7月は前々年)の収入により判定を行います。ただし、判定後に所得更正(修正)があった場合は、8月1日に遡って再判定します。

また、世帯構成の変更等がある場合にも再判定を行います。

●低所得者Ⅰ及びⅡに該当する方

申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

●現役並み所得者で住民税課税所得が145万円から690万円未満の方

申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。

●一般(1割)又は現役並み所得者のうち課税所得690万円以上に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額認定証」の適用はありません。

所得区分 (自己負担割合)	判定基準
現役並み 所得者 (3割)	住民税課税所得(各種控除後の所得)が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者 住民税課税所得が145万円以上でも、次の条件を満たす方は、「基準収入額適用申請書」に収入がわかる書類(確定申告書の控えなど)を添付して、お住まいの市町村担当窓口提出していただくと1割負担となります。 ①世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円未満。 ②世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円以上あるが、同じ世帯に70歳～74歳の方がいれば、その方との収入の合計額が520万円未満。 ③世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上で、収入の合計額が520万円未満。 ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその属する世帯の被保険者全員の旧ただし書所得(総所得金額等から33万円を引いた金額)の合計額が210万円以下の場合(一般)となります。(平成27年1月1日以降)
一般 (1割)	「現役並み所得者」「低所得者Ⅱ」「低所得者Ⅰ」以外の被保険者
低所得者Ⅱ (1割)	世帯全員が住民税非課税の被保険者
低所得者Ⅰ (1割)	住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が0円となる被保険者(公的年金の所得は控除額を80万円として計算)

入院した時の食事代



◆入院時食事代の標準負担額

所得区分		食費 (1食あたり)
現役並み所得者・一般		460 円 ^{※1}
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210 円 ^{※2}
	過去12 か月で90日を超える入院	160 円 ^{※3}
低所得者Ⅰ		100 円 ^{※2}

※1 指定難病患者は 260 円です。

※2 低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、お住まいの市町村担当窓口事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請し、交付を受け、入院先の医療機関の窓口へご提示ください。

※3 通算入院日数が 90 日を超えた際に市町村担当窓口への再申請及び入院先の窓口への再提示が必要となります。申請が遅れると減額が受けられない場合があります。

療養病床に入院した時の負担額

◆療養病床入院時の標準負担額

所得区分	食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
現役並み所得者・一般	460 円 ^{※2}	370 円 ^{※5}
低所得者Ⅱ ^{※1}	210 円 ^{※3}	
低所得者Ⅰ ^{※1}	130 円 ^{※4}	
老齢福祉年金受給者	100 円	0 円

※1 低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、上記「入院したときの食事代」※2と同様の手続きが必要です。

※2 一部医療機関では、420円の場合があります。指定難病患者は260円です。

※3 医療区分2・3の方(入院医療の必要性が高い方)及び指定難病患者は通算入院日数が90日を超えた際に160円となりますが、上記「入院したときの食事代」※3と同様に手続きが必要です。

※4 医療区分2・3の方(入院医療の必要性が高い方)及び指定難病患者は100円です。

※5 指定難病患者は0円です。

1か月に支払った自己負担額が高額になったとき

(高額療養費の支給)

1か月に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合は、限度額を超えた額が「高額療養費」として支給されます。

◆高額療養費の自己負担の限度額（月額）

所得区分		外来の限度額 (個人ごとの限度額)	外来+入院の限度額 (世帯ごとの限度額)
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円)※1	
	Ⅱ 課税所得 380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円)※1	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)※1	
一般		18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 <44,400円> ※1
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ			15,000円

※1過去12ヵ月以内に3回以上上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※入院時に発生した「食事代」や「個室ベッド代」は計算対象になりません。

■支給が受けられるのは

- 同じ月に1人の方が外来で支払った負担額が「外来の限度額」を超えたときに支給が受けられます。
- 「外来+入院の限度額」(世帯ごと)は、「外来の限度額」を個人ごとに適用した後に適用されます。

高額医療・高額介護合算制度

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者で、1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の医療費の自己負担と介護サービスの自己負担を合算した額が定められた限度額を超えた場合は、申請することで超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

■支給が受けられるのは

同一世帯内に、医療費と介護保険の両方の自己負担がある世帯が対象となります。

◆合算する際の限度額（年額）

所得区分		医療+介護
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上	212万円
	Ⅱ 課税所得 380万円以上690万円未満	141万円
	Ⅰ 課税所得 145万円以上380万円未満	67万円
一般		56万円
低所得者Ⅱ		31万円
低所得者Ⅰ		19万円※

※介護保険受給者が複数いる世帯は、限度額の適用方法が異なる場合があります。

その他の給付

- 葬祭費の支給 (5万円)
- 訪問看護サービスを受けたとき
- 海外で医療を受けた場合 (治療目的の渡航は不可)
- 急病などでやむを得ず保険証を持たずに診療を受けたとき
- 療養費の支給 (補装具等)

交通事故などにあつたとき

交通事故など第三者から傷害を受けたときや、自損事故や同乗のときでも、届け出をすれば後期高齢者医療制度で診療を受けることができます。

警察に届けると同時に、お住まいの市町村担当窓口**に必ず**届け出をしてください。

※届け出ないと給付を受けることができません。

- 保険診療を受ける場合は、ご連絡をお願いします。

健康診査 (健診) を受けましょう

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防するために、健康診査を実施しています。

実施期間および受診方法等は、市町村担当窓口にお問い合わせください。

柔道整復師の施術を受けるとき

負傷の内容によって医療保険が適用される場合と適用されない場合があります。

- 保険適用になる場合
医師や柔道整復師の診断又は判断による、
◇骨折 ◇脱臼 ◇打撲 ◇捻挫 ◇挫傷
骨・筋肉・関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。なお、適正な施術であるか確認のため、施術内容についての照会文が届く場合があります。
- 保険適用にならない場合
◇疲労性・慢性的な肩こりや筋肉疲労
◇脳疾患後遺症、神経痛、リウマチなどの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術

保険証

後期高齢者医療制度では、保険証は1人に1枚交付します。お医者さんにかかるときは、忘れずに窓口で提示してください。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 令和〇年〇月〇日
交付年月日 令和〇年〇月〇日

被保険者番号 ○○○○○○○○○○

住 所 ○〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

氏 名 後期 太郎 性別 男

生 年 月 日 昭和〇年〇月〇日

資格取得年月日 平成〇年〇月〇日

発 効 期 日 令和〇年〇月〇日

一部負担金の割合 ○割

保 險 者 番 号 3919○○○○○

保 險 者 名 山梨県後期高齢者医療広域連合

印

見本

注 意

- 交付されたら記載内容を確認して、間違いがあれば市町村担当窓口へ届け出ましょう。
- 他人との貸し借りは絶対にしないでください。法律により罰せられます。
- コピーした保険証は使えません。
- 保険証は大切に保管しましょう。紛失したり破れたりしたときは、すみやかに市町村担当窓口へ届け出て、再交付を受けましょう。

※市町村担当窓口は2ページをご覧ください。

医療費通知の 発送回数が変わります！

医療費のお知らせについて、これまでは年3回医療費通知を発送していましたが、医療費控除の申告をされる方の利便性向上のため、次のとおり回数が変更となります。

昨年度まで 7月・11月・2月の年度中3回発送

今年度
から

2月末の年1回発送

(令和2年1～12月診療分1年間分を、令和3年2月末に発送します)

ジェネリック医薬品を 利用しましょう

ジェネリック医薬品は、新薬にくらべて低価格です。これは新薬の特許が切れた後、同じ成分を使って作られているため、開発費が低く抑えられているからです。また、薬事法の厳しい基準をクリアしており、安全性は保障されています。

ジェネリック医薬品に変更するときの注意点

自分の意思を伝える

ジェネリック医薬品への変更を希望する場合は、受診や調剤の際に医師や薬剤師に明確に告げましょう。

医師や薬剤師の説明をきちんと聞く

複数のジェネリック医薬品がある場合などは、それぞれの特徴の説明をきちんと聞いて選択しましょう。

変更できない薬もある

すべての新薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。医師の判断で変更不可になることもあります。

医療費を節約するために

- 日頃から健康づくりに心掛けましょう。
- かかりつけ医をもちましょう。
- 同じ症状で複数の医療機関を受診するのは避けましょう。
- お薬のもらいすぎに注意しましょう。

※保険証やお薬手帳の余白部分に貼って活用してください。

2021年3月(予定)から
マイナンバーカードが
健康保険証
として
利用できるようになります!



どうやって
使うの?

ピツと
かざすだけ!

とっても
簡単!



〇〇病院総合受付

1 マイナンバーカードを カードリーダーに かざす

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。

カードの顔写真を機器、又は職員が目視で確認します。

※機器を使う場合、顔写真は保存されません。

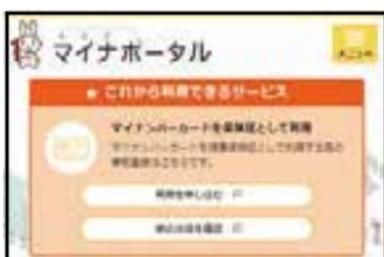


2 オンラインでああなたの 医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。



利用には事前に登録が必要です



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。

登録の申込は、2020年度はじめからマイナポータル*でできるようになります。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



マイナンバー(12桁の数字)は使いません！



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報
は記録されません。



どんないいことが？

6つのメリット

POINT!

1

健康保険証として ずっと使える！

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



※保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT!

2

医療保険の資格確認が スピーディに！

カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



POINT!

3

窓口への書類の 持参が不要に！

オンラインによる医療保険資格の確認により、高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要になります。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT!

4

健康管理や医療の 質が向上！

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります(2021年秋頃予定)。患者の同意のもと、医師や歯科医師がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を、また、薬剤師も薬剤情報を確認できるなど、より多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能となります。

POINT!

5

医療保険の事務 コストの削減！

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



POINT!

6

医療費控除も カードで便利に！

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年秋頃予定)。確定申告でも、マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、医療機関等の領収書がなくても手続きができるようになります。





マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、**以下4つの方法**から申請できます！



スマートフォン

半分近くの人がオンラインからの申請なんだって！



- ① スマホで顔写真を撮影。
- ② スマホで交付申請書のQRコードを読み取る。
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- ④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了。



交付申請書



パソコン

交付申請書に記載の申請書IDが必要だよ



- ① カメラで顔写真を撮影。
- ② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了。



申請書IDを入力！



証明用写真機

- ① タッチパネルから「**個人番号カード申請**」を選択。
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書の**QRコードをバーコードリーダーにかざす**。
- ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を**撮影して送信**し、申請完了。



郵便

- ① 交付申請書に必要事項を記入し、**6ヶ月以内**に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

カードの仕上がりが早いスマホでの申請がおすすめ！



交付申請書をお持ちでない方は、

マイナンバーカード 郵便

- ① 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます！プリントアウトしてご利用ください。
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です
- ② 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。
本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー 受付時間(年末年始を除く)

0120-95-0178

平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難によるマイナンバーカードの利用停止については**24時間365日受付!**



▼一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード

その他のお問合せ

050-3818-1250

050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

通知カード、マイナンバーカード

Inquiries about My Number System

Inquiries about Notification Card and My Number Card

0120-0178-26

0120-0178-27

マイナンバーカードの↓申請方法はこちら↓



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

山梨県後期高齢者医療広域連合 川柳募集受賞作品

テーマ「私の宝物」

○ 広域連合長賞

「明日もまた元気で集い笑顔会う」

富士川町 石原百合子さん

○ 副広域連合長賞

「健康が無二の宝と胸を張る」

甲府市 風樹さん

○ 広域連合議会副議長賞

「身の程の暮らし達者が宝物」

山梨市 松下時子さん

○ 広域連合議会副議長賞

「孫からの優しい手紙宝物」

笛吹市 芦澤博子さん

○ 人選

「健康は自分で作る宝物」

山梨市 武井あさみさん

「つとめ終え苦楽を分ける友が居る」

笛吹市 小宮山たず子さん

「好奇心まだ衰えず星座表」

笛吹市 佐野はな江さん

「老いて知る健康という宝物」

富士吉田市 佐藤千代乃さん

「捨てられぬ苦楽を日記に五十年」

富士吉田市 三浦てる子さん

「お宝をあえて言うなら古女房」

北杜市 三井知彦さん

「生きて来た我が人生が宝物」

韮崎市 飯野健さん

「一病を宝に捉え今を生き」

身延町 深沢京子さん

「生活で医療費減のやりくりを」

身延町 幡野幸子さん

「いぶし銀光る歴史のくすり指」

身延町 上田保子さん

73名、計145件の応募がありました。
たくさんのご応募ありがとうございました。
山梨県後期高齢者医療広域連合